地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

【行政職給料表(一)】

等級	行政職給料表級別職務分類表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	59	18. 1%	主事	32	140	42. 9%	係員級
				技師	24			
				児童厚生員	3			
	知識又は経験を必要とする業 務を行う職務	81	24. 8%	主事	53			
2級				技師	26			
				児童厚生員	2			
	係長の職務又は職務の複雑、 困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして市長が規則 で定める職の職務	107	32.8%	係長	36	- 107	32. 8%	係長級
3級				主査	46			
				技術主査	17			
				児童厚生員	3			
				主任保育士	3			
				司書	2			
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれ と同程度のものとして市長が 規則で定める職の職務	29	8.9%	主幹	22		14. 4%	課長補佐級
				保育所長・施設館長	7	47		
5級	困難な業務を処理する課長補 佐の職務又は職務の複雑、困 難及び責任の度がこれと同程 度のものとして市長が規則で 定める職の職務	18	5. 5%	課長補佐等	13			
				主幹	4			
				事務長	1			
6級	課長の職務又は職務の複雑、 困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして市長が規則 で定める職の職務	23	7. 1%	課長・事務局長等	17	23	7. 1%	課長級
				会計管理者	1			
				副参事	5			
7級	部長の職務又は職務の複雑、 困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして市長が規則 で定める職の職務	9	2.8%	部長	5		2.8%	部長級
				教育次長	1	9		
				参事	3			
	合 計	326						•

【行政職給料表(二)】

	行政職給料表級別職務分類表 に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階			
等級		(人)	(%)	職名	,	(人)	(人)	(%)	段階
1級	運転技術員、業務員等の業務								
2級	技能又は経験を必要とする業 務を行う職務								
3級	高度の技能又は経験を必要と する業務を行う職務	7	58.3%	事務員		1	7	58. 3%	係
				調理員		2			
				業務員		4			旦
4級	特に高度の技能又は経験を必 要とする業務を行う職務	5	41.7%	技術助手		1	5	41.7%	級
				調理員		1			
				業務員		2			
				事務員		1			
5級	特に高度の技能又は経験を必 要とする業務を総括整理する 職務								
	合 計	12			1		•		•